

「旧優生保護法に関する相談支援センター」の内容について

1. 目的

- ・ 「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づき、旧優生保護法施行当時に優生手術等を受けた方々が、円滑に一時金の請求を行うことができるよう、丁寧な相談対応と支援を行うため、本庁保健福祉部子ども未来推進局に設置します。

2. 相談支援の内容

- ① 一時金の請求に関する相談及び支援
- ② 請求に係る手術記録や証言に関する医療機関、福祉施設、市町村に対する調査
- ③ ご本人等（本人又は法定代理人）からの旧制度に関する各種相談など

3. 相談支援センターの対応時間

- ・ 受付時間は月曜日から金曜日（土日祝日、年末年始を除く）の8：45～17：30です。
- ・ プライバシーが保てる相談室を用意しておりますので、面談により相談を希望される方は、あらかじめ電話でご予約をお願いします。
- ・ ご希望に応じて、最寄りの道立保健所での相談等もお受けします。
- ・ メールや郵送などによる相談もお受けします。

【電話】 0 1 2 0 - 0 3 1 - 7 1 1（受付時間） 8：45～17：30

※通話料無料

【FAX】 0 1 1 - 2 3 2 - 4 2 4 0

【メールによる問い合わせ先】 hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp

【手紙による問い合わせ先】 〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課

4. その他

- ・ フリーダイヤルは混み合うことがありますので、つながらない場合は、子ども子育て支援課 0 1 1 - 2 0 6 - 6 3 4 3（通話料有料）におかけください。
折り返し、相談支援センターの担当者からご連絡させていただきます。